

調査票 1

都道府県・ 政令指定都市名	003 さいたま市
------------------	-----------

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	市民局市民生活部男女共同参画課
担 当 職 員 数	6 人 (専任 6 人、兼任 人)

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	さいたま市男女共同参画推進本部
設 置 年 月 日 ・ 根 拠	平成 15 年 6 月 16 日 根拠: さいたま市男女共同参画推進本部設置
長 の 役 職	市長

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	さいたま市男女共同参画推進協議会
設 置 年 月 日	平成 13 年 10 月 1 日
構 成 員	21 人 (女性 14 人、男性 7 人)

4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 26 年 4 月 ~ 31 年 3 月
名 称	第3次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン
改定・見直しの予定時期	平成 31 年 4 月 日
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	※いずれか1つに○をつけてください。
女性活動推進法の推進計画と別に作成	○

5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	さいたま市男女共同参画のまちづくり条例
	公 布 日	平成 15 年 3 月 14 日
	施 行 日	平成 15 年 4 月 1 日
	最 終 改 正 日	平成 年 月 日
	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期:	平成 年 月
無の場合	制定等について検討中(あれば、具体的に)	
※ どちらかに○をつけてください。	特に検討していない	

調査時点コードを以下より選択してください

6 審議会等委員への女性の登用

	1:平成29年4月1日	2:平成29年5月1日	3:その他: 平成29年3月31日
目標値	平成 30 年度まで 42 %	平成 年度まで %	
根 拠	第3次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン 平成26年4月1日		
目標設定の対象である審議会等の範囲	①地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置される附属機関 ②各種団体の代表者、専門的知識を有する者等の意見を聴取し、市の行政に反映させることを目的として、要綱等により設置される協議会等		
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード 3	審議会等数(160)うち女性委員を含む審議会等数(158)	延総委員等数(2,251)延女性委員等数(823) 女性比率(36.6)
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード 3	審議会等数(100)うち女性委員を含む審議会等数(98)	延総委員等数(1,523)延女性委員等数(540) 女性比率(35.5)
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況(*)	調査時点コード 3	審議会等数(16)うち女性委員を含む審議会等数(16)	延総委員等数(722)延女性委員等数(214) 女性比率(29.6)
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード 3	審議会等数(6)うち女性委員を含む審議会等数(4)	延総委員等数(104)延女性委員等数(21) 女性比率(20.2)
目標値以外の目標設定	女性がいない審議会の数0件		
女性登用方針	人材名簿作成の有無	有 ○ (公表 ・非公表 ○) ・無 作成予定有	
	人材名簿が有る場合	掲載人数 159 人 (平成 29 年 4 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無 有 ・無 ○ 委員の公募 有 ○ ・無 そ の 他 (審議会等委員への女性の登用促進に関する要綱に基づく、事前協議の実施)	

注(*) 平成29年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの
(参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

7 女性公務員の採用・登用状況

(1)-1管理職の在職状況

調査時点コードを以下より選択してください

		1:平成29年4月1日	2:その他: 平成 年 月 日										
	管理職総数(※)	女 性 管 理 職 の 内 訳											
		部局長相当職			次長相当職			課長相当職					
	(人)	うち女性 管理職数 (人)	女性比率 (%)	(人)	うち女性 数(D)	女性比率	(人)	うち女性 数(F)	女性比率	(人)	うち女性 数(H)	女性比率	
	(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(C)			(E)			(G)			
本庁	計	319	27	8.5	83	6	7.2	89	6	6.7	147	15	10.2
	うち一般行政職	239	19	7.9	70	6	8.6	72	5	6.9	97	8	8.2
支庁・地方事務所等	計	549	150	27.3	39	5	12.8	92	12	13.0	418	133	31.8
	うち一般行政職	279	39	14.0	30	4	13.3	65	7	10.8	184	28	15.2
全体	計	868	177	20.4	122	11	9.0	181	18	9.9	565	148	26.2
	うち一般行政職	518	58	11.2	100	10	10.0	137	12	8.8	281	36	12.8
再掲	警察関係	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	教育委員会	78	18	23.1	8	2	25.0	15	2	13.3	55	14	25.5

注(※) 管理職総数の欄は自動計算されますので入力しないでください。

(1)-2職務上の地位別職員在職状況

調査時点コードを以下より選択してください

		1:平成29年4月1日			その他: 平成 年 月 日		
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性比 率	係長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性比 率
本庁	計	243	33	13.6	570	107	18.8
	うち一般行政職	136	11	8.1	395	66	16.7
支庁・地方事 務所等	計	514	179	34.8	1,945	697	35.8
	うち一般行政職	232	44	19.0	604	179	29.6
全体	計	757	212	28.0	2,515	804	32.0
	うち一般行政職	368	55	14.9	999	245	24.5
再掲	警察関係	—	—	—	—	—	—
	教育委員会	132	33	25.0	410	235	57.3

(1)-3新規昇任者数

平成28年4月1日～29年3月31日

		課長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性比 率	課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性比 率	係長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性比 率
本庁	計	36	2	5.6	59	9	15.3	96	15	15.6
	うち一般行政職	26	1	3.8	40	5	12.5	75	12	16.0
支庁・地方事 務所等	計	118	30	25.4	110	44	40.0	175	86	49.1
	うち一般行政職	64	9	14.1	58	19	32.8	33	6	18.2
全体	計	154	32	20.8	169	53	31.4	271	101	37.3
	うち一般行政職	90	10	11.1	98	24	24.5	108	18	16.7
再掲	警察関係	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	教育委員会	13	4	30.8	26	11	42.3	32	21	65.6

(1)-4昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

考慮要素としている事項すべてに○を記入してください。

	勤務 成績	昇 任 試 験		昇 格 試 験		部局等の 推薦	経 験 年 数	遠隔地 での長 期研修 (4週間 以上)	遠隔地 での 勤務経験	本人の希 望	その他(具体的にご記入ください)
		面接 のみ	それ 以外	面接 のみ	それ 以外						
課長級	○										
補佐級	○										
係長級	○		○				◎			○	昇任試験対象職種(行政事務、福祉、技術職、消防)は試験及び経験 年数のみが登用の考慮要素となる。

(1)-5昇任・昇格試験の受験者数

平成28年4月1日～29年3月31日

	全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性受 験率 (%)
昇 任 試 験	403	49	12.2
昇 格 試 験			

(2)女性公務員の採用状況

平成28年4月1日～29年3月31日

	総 数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
全体	410	215	52.4
うち 上級	251	95	37.8
うち一般行政職	140	46	32.9
うち 上級	135	43	31.9
うち警察関係			
うち 上級			

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

※複数の施設がある場合、2件目以降は、次のシート(調査票1(2))に記載してください。

注:市区町村用調査票(調査票4入力用)の設問「6」を回答済みの場合、そのまま転記してください。

名 称	女・男プラザ	愛称・通称	施設形態	単独施設	複合施設
設置年月日	平成 9 年 4 月 25 日				
所在地等	郵便番号: 336-0932 住 所: 埼玉県さいたま市緑区中尾1440-8 プラザイスト内 電話番号: 048-875-996 FAX番号: 048-875-9939 ホームページ: http://www.city.saitama.jp/006/010/002/006/index.html				
管理・運営主体 ※1～2について、該当するものに○をつけ、記入してください。	1. 施設管理 直営(担当部局名:) 指定管理者(名称:) ○ その他(「公財」さいたま市文化振興事業団) 2. 事業運営 直営(担当部局名: 市民局市民生活部男女共同参画課) 指定管理者(名称:) ○ その他()				
職 員 数	常勤 人、非常勤 4 人	予算額	平成29年度	1,626	千円
主な事業 〔男女共同参画・女性に関するもの〕	*実施しているものに○を付し、主な事項を記入してください。 1. 広報啓発(主な事項:) ○ 2. 講座(主な事項: 女性の科学者を育てる講座) ○ 3. 相談事業(主な事項: 女性の悩み電話相談、法律相談) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項: 図書・行政資料・映像資料の収集・貸出) 5. 苦情処理(主な事項:) 6. 交流促進(主な事項:) 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項:) 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項:) 9. 調査研究(主な事項:) ○ 10. その他(主な事項: 会議室の貸出)				

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置(2件目)

名 称	男女共同参画推進センター		愛称・通称	パートナーシップさいたま	
設置年月日	平成 16 年 5 月 1 日		施設形態	単独施設 ☐ 複合施設 ☐	
所在地等	郵便番号：336-0854 住 所：埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-18 シーノ大宮センタープラザ3階 電話番号：048-642-8107FAX番号：048-643-5801 ホームページ：http://www.city.saitama.jp/006/010/002/index.html				
管理・運営主体 ※1～2について、該当するものに○をつけ、記入してください	1. 施設管理 直営(担当部局名：) 指定管理者(名称：) その他((一財)さいたま市都市整備公社) 2. 事業運営 ☐ 直営(担当部局名：市民局市民生活部男女共同参画課) 指定管理者(名称：) その他()				
職 員 数	常勤 4 人、	非常勤 20 人	予算額	平成28年度	9,143 千円
主な事業 〔 男女共同参画・女性に関するもの 〕	*実施しているものに○を付し、主な事項を記入してください。 ☐ 1. 広報啓発 主な事項： 広報誌の発行、セミナー・講演会の開催) ☐ 2. 講座(主な事項： 女性カレッジ、男性カレッジ、男女共同参画週間記念事業) ☐ 3. 相談事業(主な事項： 女性の悩み電話相談、男性の悩み電話相談、法律相談、心の健康相談) ☐ 4. 情報収集・提供(主な事項： 図書・行政資料・映像資料の収集・貸出) ☐ 5. 苦情処理(主な事項：) ☐ 6. 交流促進(主な事項： 男女共同参画推進団体によるフェスタの開催) ☐ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： ワーク・ライフ・バランスの出勤講座) ☐ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) ☐ 9. 調査研究(主な事項) ☐ 10. その他(主な事項： 会議室の貸出、市民企画講座実施団体への補助)				

9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称			基金・基本財産額	千円
設置年月日	平成 年 月 日	出資者		

10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

各種女性団体連絡協議会等の有無	☐ 有 名称等：さいたま市男女共同参画推進団体連絡協議会 ☐ 無	加盟団体数	25	
地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	☐ 有 ☐ 無	会 員 数	3538	
活 動 内 容 ※実施しているものに○をつけてください。	1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 ☐ 4. その他 〔 内容： フェスタの開催、研修会の実施 〕			

11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するものに○をつけてください。

1. 担当者連絡会議の開催	〕
2. 市町村職員研修会の開催	
3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催	
4. 関係情報の収集提供	
5. 審議会等女性登用の働きかけ	
6. 補助金等の交付 名 利 ÷ 交付先 ÷	
7. その他 〔 内容 ÷	

12 職員研修の実績状況 ※実施しているものに○をつけてください。

(1) 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

☐ 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ ☐ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

(2) 女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 3. その他 〔 内容： 〕
--

13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	28年度予算 (千円)	29年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	50,704	52,305	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	##### %	0.00987 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

項目の設定	国の取組に準じた設定
○	
○	

↓ 上記1～4で「○」の場合は、下記の「具体的項目」で該当する項目欄に○を付けてください。

		1 公共 工事の競 争参加資 格審査に おける男 女共同参 画等の項 目の設定	2 物品の 購入など の競争参 加資格審 査におけ る男女共 同参画等 の項目の 設定	3 総合評 価落札方 式の一般 競争入札 を適用し ている場 合におけ る男女共 同参画等 の項目の 設定	4 その他 の公共調 達におけ る男女共 同参画等 の項目の 設定
具 体 的 項 目	①	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」という。)に基づく「ユースエール」認定を取得	○	○	
	②	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
	③	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○	
	④	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得			
	⑤	役員に占める女性割合に関する項目			
	⑥	管理職に占める女性割合に関する項目			
	⑦	役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
	⑧	仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)			
	⑨	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
	⑩	短時間正社員制度の導入			
	⑪	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
	⑫	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①～④を除く)			
	⑬	その他	○		

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
実施の有無		○	
選定等の基準	1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	
	2	女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	
	3	役員に占める女性割合に関する項目	
	4	管理職に占める女性割合に関する項目	
	5	役員や管理職への女性の登用促進のための取組	
	6	その他「登用促進等」に関する項目	
	7	仕事と育児・介護を両立するための取組	
	8	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	
	9	短時間正社員制度の導入	
	10	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	
	11	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)	
	12	その他	○

→ 「企業の表彰制度」有りの場合、具体的名称:

※具体的名称の後に()を付し、当該()の中に該当する選定等の基準番号を記入してください[例→●●表彰(1)、△△表彰(8、10)など]

1	ある	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」に該当する場合、その具体的な名称	
2	現在はないが、今後検討する		その他の場合、その具体的な名称	

住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	○ 有 無	名 称 平成28年度男女共同参画に関する市民意識調査
公表周期	5	年 不定期
公表主体 ※該当するものに ○をつけてください。	○	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他)

18 平成29年度実施予定事業

※該当する予定事業がない場合は、記入欄に記入しないでください。

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発			
・ 情報誌の発行	男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」を年2回発行し、市内の全戸及び公共施設等に配布	通信員4名	10月、2
・ 広報誌の発行	男女共同参画推進センター広報誌「鐘の音」を年2回発行し、市内公共施設に配布	編集員5名	9月、3月
・ 男女共同参画年次報告書	男女共同参画のまちづくりの推進状況及び施策の実施状況を明らかにする報告書の作成、公表		3月
2. 表彰			
・ 男女共同参画事業者表彰	調整中	未定	未定
3. 講座			
・ 女性カレッジ(全10回)	常識を見直し、自己表現するスキルを学ぶ	24	7月～9月
・ 男性カレッジ(全4回)	退職後、どのように活動するか今後の活動に役立てる	24	7月～8月
4. 相談事業			
・ DV電話相談	女性のDVに対する電話相談		平日実施
・ 女性の悩み電話相談	女性の悩みに対する電話相談		毎日実施
・ 男性の悩み電話相談	男性の悩みに対する電話相談		月2回実
・ 法律相談	女性の法律に関する面接相談		月2回実
・ 心の健康相談	女性の心の健康に関する面接相談		月1回実
5. 情報収集・提供			
・ 行政資料の収集・貸出			随時実施
・ 図書・映像資料の収集・貸出			随時実施
6. 苦情処理			
・ 男女共同参画施策に関する苦情の申出	さいたま市男女共同参画苦情処理委員会による処理	苦情処理委員3名	随時受付
7. 交流促進			
・ フェスタの開催	男女共同参画推進団体連絡協議会による開催	600	1月
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ			
・ ワーク・ライフ・バランス出前講座	事業所向けの出前講座		随時実施
・ イクボス共同宣言	調整中	未定	未定
9. 国際交流・海外派遣事業			
10. 調査研究			
11. その他			
・ 男女共同参画職員研修	職員を対象とした男女共同参画に関する研修	市職員400名	11月
・ ステキな男性写真展	イクメン・カジダン等を撮影した写真作品を募集、その作品で写真展を開催し、男女共同参画の意義と理解を啓発	応募数未定	12月～1
・ 市民企画講座団体への補助	講座の開催団体を公募し、8万円を限度に補助金交付	24	10月～12

19 市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査
注:市区町村用調査票(調査票4入力用)の設問「12」を回答済みの場合、そのまま転記してください。

※該当する時点の番号に○をつけてください。
3:その他⇒ご記入ください その他: 平成29年4月1日

議 会 名	さいたま市議会		
問1. 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)がありますか。1～3のいずれか一つを選択してください。	1.欠席事由として明記した規定がある。 2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)		1
問2. 問1. で、1を選択した場合にお伺いします。 「欠席事由として明記した規定」とは、どのような規定ですか。1～3のうちいずれか一つを選択してください。 ※標準会議規則については下記を参照してください ※標準会議規則と、全く同じでなくても、条文の構造が同じであれば「同様」を選択してください。	1.標準都道府県議会会議規則と同様。 2.標準市議会会議規則又は、標準町村議会会議規則と同様。 3.その他		1
【参考】 標準都道府県議会会議規則 第二条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 標準市議会会議規則 第2条 ② 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 標準町村議会会議規則 第二条 2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			
問3. 議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定はありますか。以下の事由について1～3のいずれか一つを選択してください。			
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 その他		
配偶者の出産			3
育児			3
家族の看護			3
家族の介護			3
疾病			1
その他 (具体的に事由を記載してください)			3
問4. 問3で1(明記した規定あり)を選択した場合にお伺いします。当該規定(規則、条例等)の該当部分の規定を記入(または別添)してください。 ↓ ※ 条 項 号まで記入してください。			
規 則 名	さいたま市議会会議規則		
該当部分の条文(本文)を記入(または別添)してください。			
(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産その他事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。			

政令指定都市名

003 さいたま市

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に○をつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。)

平成29年4月1日現在

平成29年5月1日現在

その他:平成29年3月31日現在

○

1 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

* 平成29年4月1日現在で設置義務のある審議会等のうち、29年3月に内閣府が把握したものを掲載しています。

変更・廃止等がある場合は、該当する審議会等の備考欄にその旨記入してください。

また、新たに追加された審議会等がある場合には、23以下の空白行に記入してください。

	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 市町村防災会議(会長を含む)	81	6	7.4	
	市町村防災会議(委員のみ)	81	6	7.4	
	2 民生委員推薦会	12	4	33.3	
	3 国民健康保険運営協議会	24	8	33.3	
	4 地方社会福祉審議会	46	20	43.5	
	5 土地利用審査会	7	3	42.9	
	6 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	10	50.0	
×	7 公害健康被害認定審査会				
×	8 損害評価会				
×	9 地方港湾審議会				
	10 土地区画整理審議会	102	13	12.7	
	11 建築審査会	7	3	42.9	
	12 開発審査会	7	2	28.6	
	13 介護認定審査会	300	101	33.7	
	14 精神医療審査会	15	5	33.3	
	15 市町村国民保護協議会	34	5	14.7	
×	16 地方独立行政法人評価委員会				
	17 感染症診査協議会	5	1	20.0	
	18 市町村都市計画審議会	17	7	41.2	
×	19 市街地再開発審査会				
	20 障害程度区分認定審査会	40	25	62.5	
×	21 児童福祉審議会				
	22 行政不服審査会	5	1	20.0	
	23				
	24				
	25				
	26				
合 計		722	214	29.6	
女性委員0の審議会数		0			

2 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	6	2	33.3	
2	選挙管理委員会	44	14	31.8	
3	人事委員会又は公平委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	農業委員会	38	0	0.0	
6	固定資産評価審査委員会	9	4	44.4	
合 計		104	21	20.2	
女性委員0の委員会数		2			